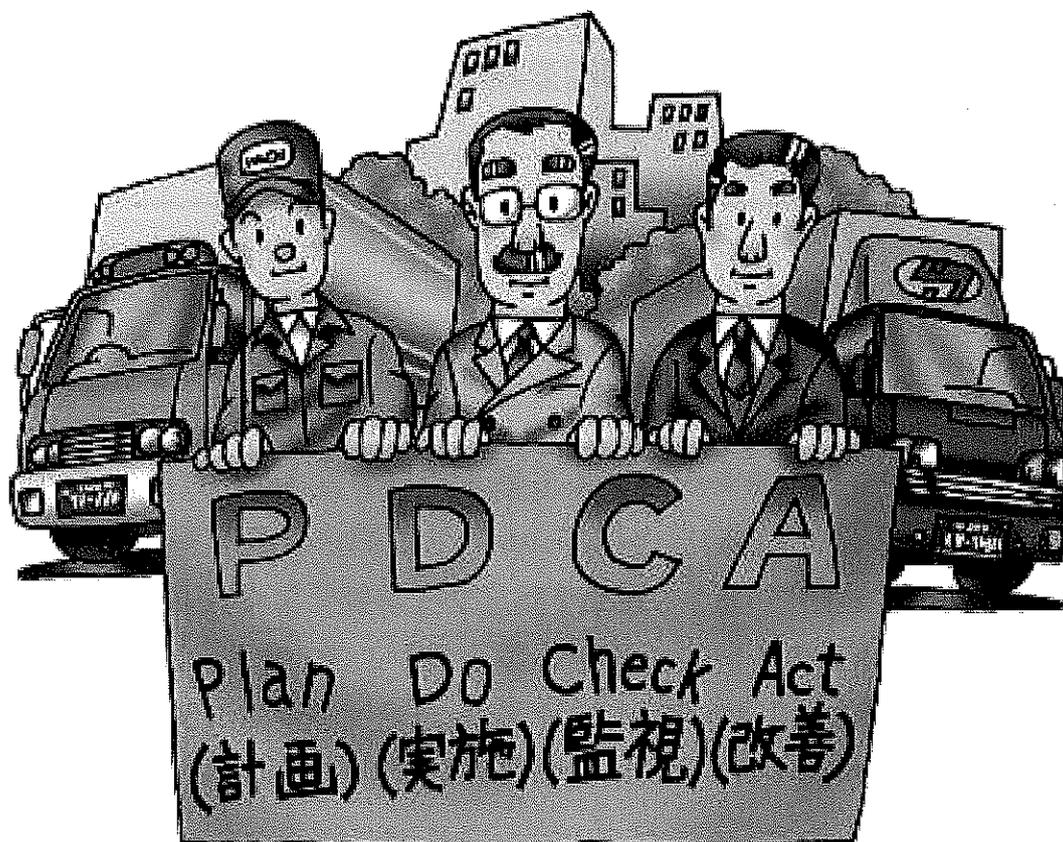


事業用自動車の保有車両数が 300両未満のトラック事業者の皆様へ

自動車運送事業における

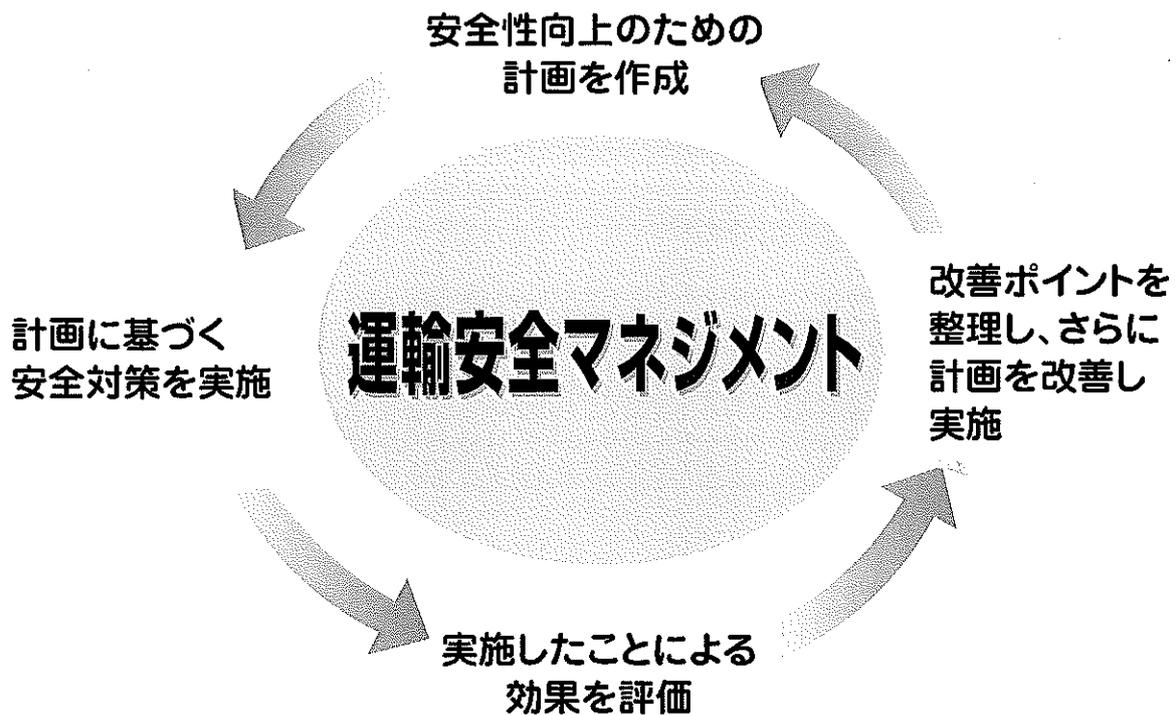
運輸安全マネジメント の取り組みについて



 国土交通省 自動車交通局

 社団法人 全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



すべての事業者が安全対策に取り組み 輸送の安全のレベルアップを図ります

平成18年10月から貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が施行され、トラック事業者の経営トップから現場の運転者まで一丸となって安全性の向上を図り、企業全体に安全意識を浸透させる「運輸安全マネジメント」が導入されています。すべての事業者が安全性向上のための計画を作成して実施し、その効果を評価し、改善ポイントを整理しさらに改善計画を実施するという取り組みを行い、常に輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。

平成19年1月からは保有車両数300両以上の事業者への評価が実施されており、平成19年4月からは300両未満の事業者へも監査等の際に経営者の安全に対する取り組みに明らかに問題があると認められる事業者等に対して評価が実施されます。

パンフレットでは、300両未満の事業者においても取り組まなければならない具体的な運輸安全マネジメントの実施方法について事例を交え紹介いたします。

運輸安全マネジメント等の根拠規定

貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業輸送安全規則
<p>(輸送の安全性の向上) 第15条 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</p> <p>(一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表) 第24条の3 一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。</p>	<p>(輸送の安全) 第2条の2 貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</p> <p>(一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表) 第2条の8 一般貨物自動車運送事業者等は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>2 一般貨物自動車運送事業者等は、法第23条(法第35条第6項において準用する場合を含む。)、第26条又は第33条(法第35条第6項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p>

各地方運輸局に相談窓口を設置しています

国土交通省 自動車交通局貨物課 ☎03-5253-8576
 北海道運輸局 自動車交通部 ☎011-290-2743
 東北運輸局 自動車交通部 ☎022-791-7531
 北陸信越運輸局 自動車交通部 ☎025-244-7579
 関東運輸局 自動車交通部 ☎045-211-7248
 中部運輸局 自動車交通部 ☎052-952-8037

近畿運輸局 自動車交通部 ☎06-6949-6447
 中国運輸局 自動車交通部 ☎082-228-3438
 四国運輸局 自動車交通部 ☎087-835-6365
 九州運輸局 自動車交通部 ☎092-472-2528
 沖縄総合事務局 運輸部 ☎098-866-0061